

「健やか親子21」第2回中間評価
とりまとめについて

目次

I	はじめに.....	1
1	「健やか親子21」の策定について.....	1
2	健やか親子21の経過（平成17年以降）.....	1
3	最近の少子化対策・健康増進対策の動向（平成17年以降）.....	3
II	第2回中間評価の方法について.....	5
1	指標の評価方法について.....	5
2	新たな指標と新たな目標値の設定について.....	6
3	「健やか親子21」関係者の取組について.....	6
III	第2回中間評価の結果について.....	7
1	指標の評価.....	7
2	各指標の分析.....	8
3	「健やか親子21」関係者の目標達成に向けた取組状況の評価.....	17
IV	今後の取組について.....	22
1	指標等の見直しについて.....	22
2	今後5年間の重点取組について.....	32
3	今後の推進方策について.....	34
V	おわりに.....	36

I はじめに

1 「健やか親子21」の策定について

- 我が国の母子保健は世界最高水準にあるが、一方で思春期における健康問題や親子の心の問題、小児救急医療の確保等の新たな課題も生じている。「健やか親子21」は、このような課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と指標や目標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年（平成13年）から10年計画で、その達成に取り組む国民運動計画である。
- 「健やか親子21」の推進の基本理念として、1986年（昭和61年）にオタワで開催されたWHO国際会議において提唱された公衆衛生戦略であるヘルスプロモーションを掲げ、それまでの母子保健事業の評価にQOL向上等の視点を取り入れた。
- 「健やか親子21」の課題達成に向けて、一人一人の国民はもとより保健・医療・福祉・教育・労働等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが不可欠であるとし、国民が主体となった取組を最優先し、国や地方公共団体は、地域において、国民がそれぞれの課題を地域や個人々の課題として取り組めるよう支援することとされた。
- 2000年（平成12年）の「健やか親子21」の策定時において、10年計画の中間年である2005年（平成17年）にはそれまでの実施状況等を評価し必要な見直しを行うこととされた。

2 健やか親子21の経過（平成17年以降）

- 2005年（平成17年）2月に、厚生労働省において、学識経験者・関係団体代表者からなる「健やか親子21」推進検討会（以下「推進検討会」という。）が設置され、実施状況の評価、指標のそのものの意義や妥当性、新たに追加すべき指標等について検討を行い、平成18年3月に「健やか親子21」中間評価報告書を取りまとめた。

<参考>「健やか親子21」中間評価報告書

- ・ 当初設定された61の指標の達成の状況は、直近値が出ていた58の指標を分析した結果、41（70.7%）の指標が目標に向けて良くなっていた。一方、目標に向けて悪くなっている指標が13（22.4%）、現状値が目標値からかけ離れている指標が4（6.9%）あり、それぞれ適切な対策や取組の推進、あるいは指標

の見直しの対象となった。

- ・ 施策の充実や新たな課題に対応するため、以下の指標を新たに追加した。(括弧内は目標値)
 - ①思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合(100%)
 - ②乳児健診未受診児等生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合(100%)
 - ③児童・生徒における肥満児の割合(減少傾向へ)
 - ④食育の取組を推進している地方公共団体の割合(100%)
 - ⑤むし歯のない3歳児の割合(80%以上)

- ・ 中間評価の結果を受けて、以下の課題について、平成18年度以降、重点的に取り組んでいくこととし、取組の推進にあたっては、「関係者の連携の強化」と「母子保健情報の収集と利活用」に、特に配慮することが重要であるとした。
 - ① 思春期の自殺と性感染症罹患の防止
 - ② 産婦人科医師、助産師等の産科医療を担う人材の確保
 - ③ 小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保
 - ④ 子ども虐待防止対策の取組の強化
 - ⑤ 食育の推進

- 推進検討会の下に設置された「食を通じた妊産婦の健康支援方策検討会」において、妊産婦の適切な食生活と妊娠期における望ましい体重増加量(至適体重増加量)について検討を行い、2006年(平成18年)2月に妊産婦のための食生活指針をとりまとめた。また、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進するため、推進検討会において、マタニティマークのデザインを募集し、平成18年3月に発表した。

- (2009年)平成21年3月に、新たに追加した指標の再評価等について検討を行うため、厚生労働省において「健やか親子21」の評価等に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催することとし、学識経験者・関係団体代表者に参集を要請した。

- 第1回検討会において、「健やか親子21」の計画期間について検討を行い、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画*1(以下「行動計画」という。)は、母子保健分野の課題も含めて計画が策定される等「健やか親子21」との関連が深く、両者を一体的に推

進することが目標の達成に効果的であると考えられることから、「健やか親子21」の計画期間を2014年度（平成26年度）まで延長し、行動計画と計画期間を合わせることにした^{※2}。

※1：2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までが前期計画、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までが後期計画

※2：雇児母発第0331001号「健やか親子21の計画期間について」母子保健課長通知平成21年3月31日

- 検討会において、平成21年度内に、これまでの実施状況の評価、新たに追加すべき指標等について検討を行い、「健やか親子21」の計画終了までの今後5年間の取組のあり方について報告書を取りまとめることにした。

3 最近の少子化対策・健康増進対策の動向（平成17年以降）

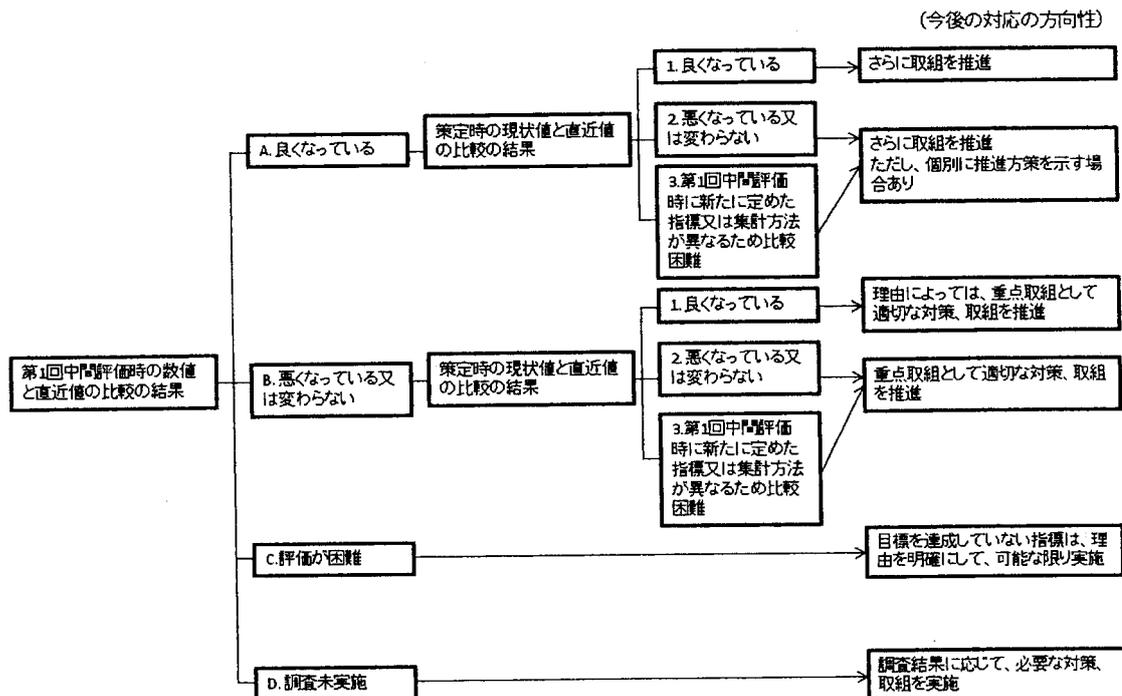
- 「健やか親子21」について、2005年（平成17年）の評価（以下「第1回中間評価」という。）以降、今回の評価（以下「第2回中間評価」という。）までの、主な少子化対策の動向は以下のとおり。
 - ・次世代育成支援対策推進法による都道府県・市町村行動計画の実施（平成17年4月）
 - ・「新しい少子化対策について」（少子化対策に関する政府・与党協議会とりまとめ、少子化社会対策会議決定）（平成18年6月）
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）（平成19年12月）
 - ・『子どもと家庭を応援する日本』重点戦略」（少子化社会対策会議決定）（平成19年12月）
 - ・社会保障国民会議 最終報告とりまとめ（平成20年11月）
 - ・児童福祉法等の一部を改正する法律成立（平成20年11月）
 - ・持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」（閣議決定）（平成20年12月）
 - ・社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告一次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けて一（平成21年2月）
 - ・子ども・子育てビジョンの策定（平成22年1月）
- 「健やか親子21」の第1回中間評価以降、今回の「健やか親子21」の評価第2回中間評価までの、主な健康増進対策の動向は以下のとおり。

- ・食育基本法成立（平成17年法律第63号）
- ・食育基本法に基づく食育推進基本計画の策定（平成18年3月）
- ・『健康日本21』中間評価報告書』とりまとめ（平成19年4月）
- ・「新健康フロンティア戦略」策定（平成19年4月）
- ・「新健康フロンティア戦略アクションプラン」（平成19年12月）

II 第2回中間評価の方法について

1 指標の評価方法について

- 4つの主要課題の下に設定された67の指標（72項目）について、第1回中間評価時の数値及び策定時の現状値と比較するために、既存の統計資料の確認及び厚生労働科学研究等による調査を実施し、以下の手順で分類し、分析・評価を行った。



- ① 直近値を第1回中間評価時の数値と比較して、「A.良くなっている」、「B.悪くなっている又は変わらない」、「C.評価が困難（数値化されていない等）」「D.調査未実施」に分類した。
 - ② 次に、A又はBに分類した直近値を策定時の現状値と比較して、「1.良くなっている」、「2.悪くなっている又は変わらない」、「3.第1回中間評価時に新たに定めた指標又は集計方法が異なるため比較困難」に分類した。
 - ③ ①～②の作業を行い、今後の対応の方向性について検討した。（参考資料1）
- 各指標について、「結果」（直近値が目標に対してどのような動きになっているか）、「分析」（施策や各種取組との関連を見て、データの変化の根拠を分析）、「評価」（目標に対する直近値をどう読むか）について記載し、さらに「調査・分析上の課題」と「目標達成のための課題」を明確にした。（参考資料2）

2 新たな指標と新たな目標値の設定について

- 母子保健分野の新たな課題に対応する指標の設定について検討を行い、追加することが適当であるとした指標については、直近値を明らかにしつつ、2014年（平成26年）までの目標値を設定することとした。
- 計画期間が2014年（平成26年）まで延長されたため、2010年（平成22年）までの目標値を踏まえ、2014年（平成26年）までの目標値について一部新たに設定することとした。具体的には、「増加傾向」、「減少傾向」等としていた目標値を、可能な限り、第1回中間評価時の数値や直近値を踏まえ、2014年（平成26年）までに達成すべき数値を設定した。
- これまでに設定された2010年（平成22年）までの目標の評価については、第2回中間評価とほぼ同時期であることから、第2回中間評価をもって代えることとした。

3 「健やか親子21」関係者の取組について

- 取組の分析・評価については、健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）に参加している85団体、都道府県、政令市・特別区、市町村を対象にアンケート調査を実施し、効果的・効率的な活動の方策について分析・評価することとした。
- 取組状況と今後5年間の目標を明らかにするために、協議会に参加しているいくつかの団体に対してインタビュー調査を実施した。なお、調査は、現状を把握するためのものであり、団体間の比較を行うためのものではない。

Ⅲ 第2回中間評価の結果について

1 指標の評価

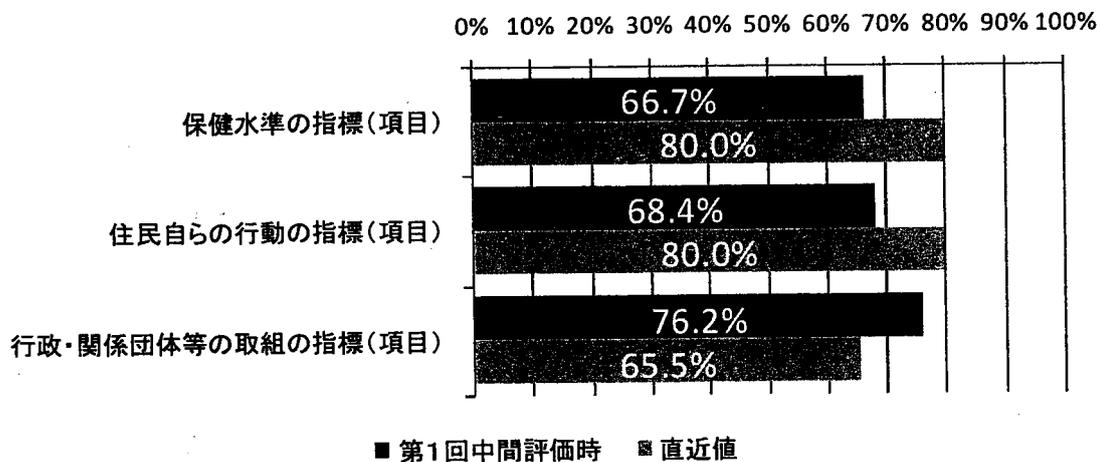
- 67の指標（72項目）のうち、直近値が得られた64の指標（69項目）について、先に述べた作業方法で分類を行ったところ、課題ごとの達成状況は以下のとおり（表1 指標の達成状況）。
- 第1回中間評価時の数値と直近値を比較して、良くなっている項目は70.8%（51項目）、悪くなっている項目は19.4%（14項目）、数値化されていない、調査方法が異なる等の理由により評価が困難な項目は5.6%（4項目）、調査未実施の項目は4.2%（3項目）となった。

表1 指標の達成状況

第1回中間評価時の数値との比較	直近値を策定時の現状値と比較	課題1	課題2	課題3	課題4	総計	0
A 良くなっている項目	良くなっている	8	11	11	2	32	44.4%
	悪くなっている又は変わらない	0	0	1	2	3	4.2%
	第1回中間評価時に新たに定めた指標又は集計方法が異なるため比較困難	2	0	5	9	16	22.2%
B 悪くなっている又は変わらない項目	良くなっている	0	0	3	3	6	8.3%
	悪くなっている又は変わらない	1	1	2	1	5	6.9%
	第1回中間評価時に新たに定めた指標又は集計方法が異なるため比較困難	1	0	1	1	3	4.2%
C 評価が困難な項目		0	2	1	1	4	5.6%
D 調査未実施の項目		3	0	0	0	3	4.2%
総計		15	14	24	19	72	100.0%

- 保健水準の指標、住民自らの行動の指標、行政・関係団体等の取組の指標（項目）ごとの第1回中間評価時の数値と比較しての達成状況は以下のとおり（図1 保健水準の指標（項目）、住民自らの行動の指標（項目）、行政・関係団体等の取組の指標（項目）別に見た改善状況）。
- 第1回中間評価時には、行政や住民の取組が先行して改善することによって、結果として保健水準の指標が改善するという分析がなされたが、第2回中間評価では、住民自らの行動の指標と保健水準の指標がさらに改善していることが判明した。

図1 保健水準の指標（項目）、住民自らの行動の指標（項目）、行政・関係団体等の取組の指標（項目）別に見た改善状況



2 各指標の分析

1) 課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

(1) 子どもの自殺について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた思春期の自殺「十代の自殺率（1-1）」は、10歳から14歳までの自殺率は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばいであるが、15歳から19歳までの自殺率は策定時から上昇し続けており、特に女子の自殺率の上昇が男子や他の年代と比べて大きい。
- 「スクールカウンセラーを配置している中学校（一定規模以上）の割合（1-12）」、「子どもの心の専門的な診療ができる医師がいる児童相談所の割合（4-15）」、「思春期外来（精神保健福祉センターの窓口を含む）の数（1-13）」は、策定時の現状値から着実に増加している。社団法人日本小児科医会が認定している、「親子の心の問題に対応できる小児科医の数（4-18）」は横ばいで推移している。
- 現在のところ正確な自殺の原因に関する統計があるわけではないものの、2009年（平成21年）5月に発表された「平成20年中における自殺の概要資料」（警察庁生活安全局生活安全企画課）においては、19歳以下の自殺（552名）の原因・動機としてはうつ病やうつ病以外の精神疾患等の「健康問題」が最も多く（165名）、次いで、進路に関する悩みや学業不振等の「学校問題」が多い（1

64名)。

- 子どもの自殺を防ぐために、引き続き、要因分析や相談体制・支援体制の整備等を推進していく必要があり、思春期のうつ病等の精神疾患の早期発見や専門的に対応できる人材の確保、学校における心の健康づくり等が求められる。

(2) 人工妊娠中絶及び性感染症について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた思春期の性感染症罹患の防止は、「十代の人工妊娠中絶実施率(1-2)」は、策定時の現状値から直近値まで着実に減少している。また、「十代の性感染症罹患率(1-3)」も、「感染症発生動向調査」における定点当たりの報告件数で見ると第1回中間評価時から減少している。ただし、感染症発生動向調査の報告件数は、医療機関の受診件数であり、その評価については、受療行動の影響を受けるため留意が必要である。
- 「十代の人工妊娠中絶実施率(1-2)」及び「十代の性感染症罹患率(1-3)」の減少は、性教育における教授法や教材開発等が進み、着実に効果を上げていると推測される。また、感染症については、定点報告の結果であることから、十代の性感染症の実情を必ずしも反映しきれていないのではないかと指摘がある。
- 「学校保健委員会を開催している学校の割合(1-10)」は、第1回中間評価時に新規に設定された指標であるが、直近値では着実に増加している。学校保健委員会は、地域と学校の思春期保健の連携の要であり、目標の達成に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。「思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合(1-14)」は横ばいで推移しており、特に市町村レベルで取組が低調となっている可能性がある。
- 避妊法や性感染症に関する正しい知識の普及、保健、医療、教育との連携等により、両指標のより一層の減少が期待できることから、これらの取組を引き続き推進していくことが求められる。

(3) 十代の喫煙及び飲酒について

- 「十代の喫煙率(1-7)」と「十代の飲酒率(1-8)」は策定時の現状値から直近値まで着実に減少している。
- 「十代の喫煙率(1-7)」が、第1回中間評価時から直近値まで減少した背景に

は、たばこ事業法改正による平成16年のたばこの広告規制の強化、業界の自主的な取組である成人識別機能付自動販売機の導入等と考えられる。目標である「なくす」を達成するために、たばこ税のあり方の検討、大学をはじめとした高等教育機関の敷地内完全禁煙や学校における禁煙防止教育の推進等が求められる。

- 「十代の飲酒率(1-8)」が、第1回中間評価時から直近値まで減少した背景には「未成年者飲酒防止に係る取組について」警察庁、国税庁及び厚生労働省通知による販売時の年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等の未成年者の飲酒防止に係る取組等が考えられる。目標を達成するために学校における飲酒防止教育の推進、未成年者の飲酒防止に向けた地域レベルの関係機関(税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等)における組織的な取組体制の確立とともに、青少年の心の問題の解決のための、保健所及び精神保健福祉センターにおける未成年者の飲酒に関する相談サービスの充実が求められる。また、未成年と成年が混在する大学等高等教育機関における飲酒の取り扱いについても厳密に対処していく必要がある。

2) 課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

(1) 妊娠・出産に関する安全性について

- 「妊産婦死亡率(2-1)」は、策定時の現状値から直近値まで減少し続けている。目標の策定時の現状値からの「半減」の目標達成までわずかである。「妊娠11週以下での妊娠の届出率(2-4)」、「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合(2-5)」、「周産期医療ネットワークを準備している都道府県数(2-6)」、「助産師数(2-8)」は増加し続けている。また、「正常分娩緊急時対応のためのガイドライン作成(2-7)」については目標を達成している。
- 第1回中間評価以降の重点取組として設定されていた産婦人科医師・助産師等の産科医療を担う人材の確保に関して、「産婦人科医師数(2-8)」は、策定時の現状値からは減少しているが、平成20年の報告では平成18年に比べ増加した。また、先に述べたとおり、「助産師数(2-8)」は、増加傾向が続いている。
- 「産婦人科医師数(2-8)」の増加傾向との判断は今後の推移次第である。「助産師数(2-8)」は増加しており、厚生労働省の第6次看護職員需給見通しによれば、平成22年の需給見通しと供給見通しの差はマイナス900人となっている。しかし、関係学会・団体等が考えている必要な助産師数を満たしていない。

- 医師、助産師確保対策が効果を上げてきていると推測されるものの、短期間に不足を解消するだけの医師・助産師の増加を見込めないことから、国民が安心して妊娠・出産に臨める医療環境の実現に向けて、引き続き産科医療を担う人材確保の取組を推進していく必要がある。特に産科医療に従事する産婦人科医師確保と地域偏在の是正、助産師業務に従事する助産師確保の取組及び質の向上に努める必要がある。

(2) 妊娠・出産に関する快適さについて

- 「妊娠・出産について満足している者の割合（2-2）」は、策定時の現状値から直近値まで増加しているものの、第1回中間評価時から直近値までの増加幅は、策定時の現状値から第1回中間評価時までの数値と比べて小さくなっている。特に、「出産体験を助産師等と振り返ること」や、「産後1か月の助産師や保健師からの指導・ケアがあること」という項目で満足が得られていないという結果であった。
- 助産師や保健師による、産後のきめ細やかな関わりは、産後うつや虐待予防につながるとともに、育児への前向きな気持ちを高め、継続的な支援のスタートになるとの指摘があり、重要である。

(3) 不妊治療への支援について

- 「不妊専門相談センターの整備（2-9）」、「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合（2-10）」は、策定時の現状値から直近値まで増加し続けている。なお、不妊専門相談センターは既に全都道府県に整備されており目標を達成している。
- 「不妊治療を受ける患者が、専門家によるカウンセリングが受けられる割合（2-10）」の目標は「100%」であり、目標を達成するために、例えば、不妊治療の経済的負担の軽減を図る特定不妊治療費助成事業の実施医療機関の指定要件に、いわゆる不妊カウンセラー^{※1}や不妊コーディネーター^{※2}の配置を加えることを検討する必要がある。

※1：心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）をカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者

※2：患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の補助、不妊の悩みや不妊治療後の妊娠・出産のケア等、患者（夫婦）を看護の側面から支援する

3) 課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

(1) 小児保健医療水準について

- 「周産期死亡率(3-1)」、「新生児死亡率乳児死亡率(3-3)」、「幼児(1~4歳)死亡率(3-5)」は、策定時の現状値から、直近値まで減少を続けている。また、「初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合(3-18)」についても、特に二次、三次のレベルで策定時の現状値から直近値まで増加している。「6か月までにBCG接種を終了している者の割合(3-16)」、「1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合(3-17)」についても増加している。しかし、「かかりつけの小児科医を持つ親の割合(3-10)」、「休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合(3-11)」は、策定時の現状値から第1回中間評価時の数値まで増加していたが、第1回中間評価時から直近値まで減少している。

- 「幼児(1歳~4歳)死亡率(3-5)」は、国際比較ではOECDの加盟国(27か国)のうち17位(2005年)であり、減少傾向にあるものの取組を強化していく必要がある。

- 「かかりつけの小児科医を持つ親の割合(3-10)」については、かかりつけの小児科医がいない理由の一つとして、それまでに小児科医を受診する必要があるような疾患に子どもが罹患したことがないことが考えられることから、個別健康診査や予防接種等の機会を通じてかかりつけの小児科医を持つことが望まれる。

- 「休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合(3-11)」の目標である「100%」の達成が困難な背景として、小児救急電話相談事業(#8000)の利用、インターネットで医療機関を探索してすぐに受診することができることや休日・夜間の小児救急医療機関が近くにない地域があること等の事情が考えられ、今後はこのような事情を加味して当該指標を評価していく必要がある。

- 「6か月までにBCG接種を終了している者の割合(3-16)」、「1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合(3-17)」については、更に接種率を向上させるため、予防接種に関する普及啓発、予防接種を受けやすくする実施方法の工夫、市町村による未接種者の把握や個別の接種勧奨を行うこと等が求められる。なお、予防接種に関する調査結果は、乳幼児健診時の保

護者からの聞き取りに基づくものであり、思い違い等の不正確な回答が含まれている可能性がある。三種混合・麻しんの予防接種の実施率及びBCG接種者数は自治体からの調査票提出に基づく統計報告が厚生労働省からも発表されていることから、今後は、このデータを基に評価を行っていくことが望ましい。

(2) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

- 「乳児の SIDS 死亡率 (3-4)」は、策定時の現状値から直近値まで着実に減少しており、策定時の現状値「出生10万対26.6」から「半減」の目標達成までわずかである。
- SIDS の発生率を高める3つのリスク要因（「うつぶせ寝」、「喫煙」、「人工乳での哺育」）に関する指標のうち、「乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合 (3-15)」は、調査の方法が異なるものの、策定時の現状値から直近値まで減少しており、「妊娠中の喫煙率 (3-8)」、「育児期間中の両親の自宅での喫煙率 (3-8)」も第1回中間評価時から直近値まで減少している。
- 「乳児の SIDS 死亡率 (3-4)」の減少の理由の一つに、平成11年度から開始された乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間を定めての SIDS のリスク要因に関する普及啓発等の活動があると考えられる。この取組を継続していくとともに、育児期間中の父親の喫煙率は減少傾向にあるものの、依然として高いことから、育児期間中の父親の自宅での喫煙を防ぐ取組が求められる。

(3) 子どもの事故について

- 「不慮の事故死亡率 (3-6)」、「事故防止対策を実施している家庭の割合 (3-12)」、「乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 (3-13)」は、策定時の現状値から直近値まで改善傾向が続いている。
- 「不慮の事故死亡率 (3-6)」の減少には、第1回中間評価の重点取組として設定されていた小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保の取組が寄与している可能性がある。また、子どもの周りにおける製品の安全性の向上や、飲酒運転の厳罰化等の法整備による交通安全の向上等の影響も考えられる。
- 「事故防止対策を実施している市町村の割合 (3-19)」は、調査時の策定時の

現状値から第1回中間評価時まで増加していたが、第1回中間評価時から直近値まで減少しており、市町村の乳幼児健診時における事故防止の取組が停滞している可能性がある。

- 子どもの事故による死亡率は、子ども（1歳以上）の死亡原因の第1位であることから、引き続き、子どもの安心・安全な地域づくりに向けた環境整備が必要である。製品の安全性等の一層の向上等の取組に加えて、再度、市町村に対して、乳幼児健診時の事故防止の取組の重要性について普及啓発すること、子どもの行動や親の意識の変化等の研究や幅広い関係者との協働による支援策が期待される。

（4）病児支援について

- 「院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合（3-21）」、「慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合（3-22）」は、策定時の現状値から第1回中間評価時に減少し直近値では、ほぼ横ばいで推移し、慢性疾患児を支える環境は必ずしも改善していないと推測される。
- 慢性疾患児の支援に応じて、医療・福祉施設サービスと在宅医療の充実を図ることにより、個々の児の状況によって、適切な選択を行うことができるような環境を整備することが望ましい。

（5）低出生体重児について

- 「全出生数中の極低出生体重児の割合（3-2）」は、第1回中間評価時から横ばいであるものの、「全出生数中の低出生体重児の割合（3-2）」は、策定時の現状値から直近値まで増加を続けている。「妊娠中の喫煙率（3-8）」、「育児期間中の両親の自宅での喫煙率（3-8）」は、第1回中間評価時から直近値まで減少している。
- 低出生体重児増加の要因として、早産、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、「全出生数中の低出生体重児の割合（3-2）」を減少傾向に導くため、これらの因子の軽減に向けて取り組む必要がある。

4) 課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

(1) 子どもの虐待について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた子どもの虐待防止対策の取組の強化については、関係する指標のほとんどが、改善を示していない。「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児の数(4-2)」の数値として使用している児童相談所での相談対応件数は、策定時の現状値から直近値まで増加している。「虐待による死亡数(4-1)」は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばい、「子育てに自信が持てない母親の割合(4-3)」は第1回中間評価時と直近値を比べてわずかに減少となっている。
- 「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児の数(4-2)」の増加は、児童虐待防止法等の改正により虐待の定義が拡大されたことや虐待に対する認識の向上の結果もあるが、虐待そのものの増加とも考えられる。
- 子どもの虐待の予防、早期発見のために保健分野と児童福祉分野の連携は重要であり、平成21年4月に児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、市町村が中心となり保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の設置を進め、相談・支援体制の充実が図られており、関係機関の調整や情報共有を行っている。また、市町村の乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等も児童福祉法上位置付けて、推進している虐待に関する指標は改善されておらず、今後は、母子保健分野と児童福祉分野の連携の強化を図る必要がある。

(2) 育児及び乳幼児健診について

- 育児及び健診に関する一部の指標の値は、第1回中間評価時から、3か月児、1歳6か月児又は3歳児健診の時の調査に基づくものとなっており、策定時の現状値と第1回中間評価時及び直近値と比較することができない。第1回中間評価時から直近値にかけて、「子育てに自信が持てない母親の割合(4-3)」、「育児に参加する父親の割合(4-7)」、「子どもと一緒に遊ぶ父親の割合(4-8)」、「乳幼児の健康診査に満足している者の割合(4-11)」は改善しており、「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(4-5)」、「育児について相談相手のいる母親の割合(4-6)」は1歳6か月児と3歳児で悪化している。また、「育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合(4-12)」は策定時の現状値から直近値まで改善を続けており、「乳幼児健診未受診児等生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合(4-13)」も第1回中間評価時と比べて直近値では改善している。また、「ゆったりとした気

分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（４－５）」は、母親が就労している場合に就労していない場合と比べて低くなっており、働く母親に対する一層の支援が求められる。

- 例えば、「育児について相談相手のいる母親の割合（４－６）」を改善するために、母親がどのような事項について、どのような方法による相談を求めているのか等、育児や乳幼児健診に関して、きめ細かく実情を把握するための調査・研究を実施し、その結果を踏まえ、解決策を検討することが求められる。

(3) 子どもの心の診療医について

- 「親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の数（４－１８）」は、策定時の現状値からわずかな増加にとどまっている。第１回中間評価時に設定された指標である「子どもの心の専門的な診療ができる医師がいる児童相談所の割合（４－１５）」は、非常勤医師がいる児童相談所も含めると直近値では増加している。
- 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医を増やすためには、教室形式の研修会に加えて子どもの心の診療について指導できる医師のもとで研修ができる体制を確保する必要がある。また、今後は、親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医と専門医療機関との紹介体制の確立等も議論する必要がある。

(4) 食育について

- 平成１７年７月、食育を総合的、計画的に推進することを目的として食育基本法が施行されたことを踏まえ、第１回中間評価時に食育に関する指標が新たに設定された。第１回中間評価後の重点取組の一つとしても設定されていた食育の推進は、「食育の取組を推進している地方公共団体の割合（１－１５、４－１４）」が、第１回中間評価時と比べて増加している。また、「児童・生徒における肥満児の割合（１－４）」については改善しているものの、「思春期やせ症の発生頻度（１－３）」については横ばいである。学校保健統計においても、ここ数年、痩身傾向児は増加しており、肥満対策と同様にやせ対策の充実が求められる状況になっている。
- 食育の推進は、第１回の中間評価後の重点取組であることを踏まえ、妊娠・産褥期や授乳期における望ましい食生活の実現に向け、「妊産婦のための食生活指針」を作成し、「妊産婦のための食事バランスガイド」を示した。また、乳幼児の発達

段階に応じた授乳や離乳についての適切な支援が推進されるよう「授乳・離乳の支援ガイド」を作成し、これらによる普及啓発を進めている。

- 児童・生徒の肥満や思春期やせの予防等の思春期保健対策の観点、妊娠中の適切な体重管理等母子の健康確保の観点、母乳育児の推進や家族揃って食事を楽しむゆとりのある生活の実現等の子育て支援の観点から食育の推進は重要であり、今後も引き続き取り組んでいくことが求められる。

(5) 母乳育児について

- 「出産後1か月時の母乳育児の割合（2-12、4-9）」については、策定時の現状値、第1回中間評価時及び直近値がそれぞれ異なる調査に基づくものであるが、ほぼ横ばいとなっている。母乳率の結果の分布にはばらつきが見られ、関係者が熱心に母乳育児に取り組んでいる自治体と取り組んでいない自治体で差が生じているのではないかとの指摘がある。
- 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等精神面にも良い影響を及ぼすと言われていることを再認識し、妊娠中からの啓発や出産直後の支援等、具体的な数値目標を定めた上で、関係者が連携し、支援が継続して行われるような取組の推進が望まれる。

3 「健やか親子21」関係者の目標達成に向けた取組状況の評価

1) 協議会の取組状況について

- 協議会に参加している85団体を対象に「健やか親子21」に関する活動の状況について、アンケート調査を行い、63団体（74.1%）から回答を得た。なお、今回のアンケート調査の内容は、第1回中間評価時の調査内容に自由記載欄を加えたものである。

(1) 取組のプロセスについて

- 担当者を決め、各団体の年次計画の中に「健やか親子21」関連の事業を盛り込んだ団体は8割を超えたものの、アウトカム指標（成果）とアウトプット指標（事業量）の目標値を設定した団体は3割を下回った。また、団体のホームページ等への取組の公表と健やか親子21公式ホームページへの情報提供、定期的な取組の評価と他機関や団体連携は低調であった（図2、図3）。

図2 プロセスチェックリスト（2択）の結果（n=63）

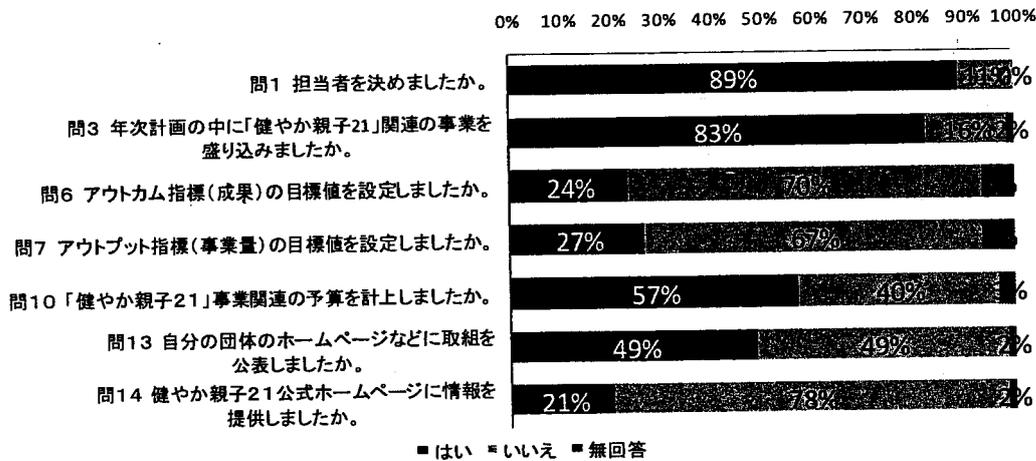
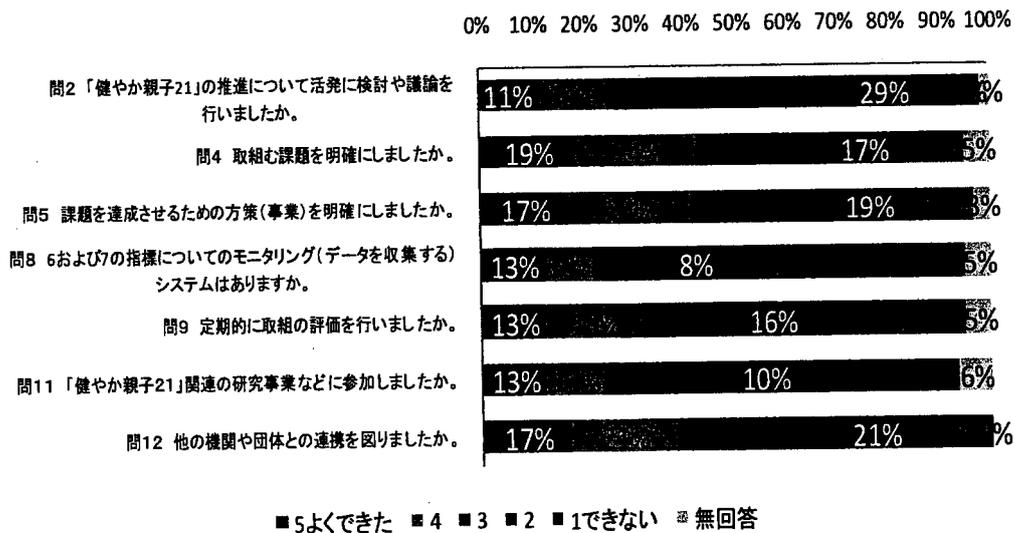


図3 プロセスチェックリスト（5択）の結果（n=63）



- これらの結果は、事業に積極的に取り組んでいるが、その評価や連携が必ずしも十分に行われているとは言えず、また、情報の発信も活発には行われていない可能性があることを示唆している。事業の評価が行われていないことが多い背景としては、目標は定めているものの、いつまでにという期限が必ずしも明確にされていないことが考えられ、目標値を設定する場合には、期限を設定し、評価を行うようにしておく必要がある。